

ふるさと納税払い チョイスPay 加盟店ガイドライン(Ver2)

ふるさと納税払い チョイスPayは、ふるさと納税制度におけるお礼の品であり、チョイスPayを利用できる加盟店の、提供する品やサービスについては、ふるさと納税の「地場産品」基準に適合する必要があります。

そのため「地場産品」基準に適合しない品やサービスのみを取り扱う事業者は加盟店となることはできません。それら基準については、ふるさと納税払い チョイスPayのガイドラインにて定義した内容を遵守していただく必要があります。

【地場産品基準】

地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づく告示(平成31年総務省告示第179号(その後の改正も含む。))を含むがこれに限られない。)において、総務大臣が定める基準(いわゆる「地場産品基準」)に従うものとする。

【ふるさと納税払い チョイスPay基準】

以下3点の注意事項については、ふるさと納税払い チョイスPayの基準として、遵守していただけますよう、ご確認をお願いいたします。ただし、対象の店舗が下記のいずれかに該当する場合であっても、総務省に確認いただいた結果、加盟店として問題ないとの見解が得られた場合は、加盟店として登録いただけます。その場合、確認されたことをメール等でご連絡ください。

- 1、 店舗の商品構成が地場産品以外の物が過半数を占め、運用により地場産品のみを対象とすることが難しいと予想される店舗については、加盟店としないこと
※ただし、運用により地場産品のみをチョイスPayの利用対象とすることが可能な場合は、加盟店とするとは可能です。運用に関しては、各自治体でルールを策定し、遵守いただけるようお願いいたします。
- 2、 上記地場産品基準において、当該地方団体の区域内において提供される役務等の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあることが要請されていることに鑑み、役務提供のサービス事業者として、全国共通のサービス並びにメニューのみを提供するナショナルチェーン店と判断されるものについては、加盟店としないこと。
- 3、 処方箋薬局など税法が関係する商品を扱う店舗については、加盟店としないこと。

上記ガイドラインに違反するとみられる事業者を加盟店としている場合、状況を確認させていただきます。また、その確認において、明らかに違反と思われる場合、是正いただく対応をお願いさせていただきます。

是正いただくことができない場合、チョイスPayの利用を停止するなどの処置をとらせていただく場合がありますので、ご了承ください。

また、当社は、上記ガイドラインの内容につき、総務省が定める地場産品基準その他の基準に応じて、随時変更することができるものとします。